

徳島県農業法人協会(公益社団法人日本農業法人協会徳島県支部活動)規約

第一章 総則

【目 的】

第1条 この会は、会員の自主性・主体性を基本にした組織的活動により農業法人の健全な経営発展と、トップマネージャーとしての経営管理能力の向上を図るとともに、農業の社会的ステイタスの確立と振興・発展に貢献することを目的とする。

【名 称】

第2条 この会は、徳島県農業法人協会（公益社団法人日本農業法人協会徳島県支部活動）と称する。

【事務所】

第3条 この会の事務所は、徳島県農業会議内に置く。

【事 業】

第4条 この会は、第1条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- (1) トップマネージャーとしての経営管理能力の向上・発展のためセミナーを開催する。
- (2) 農業経営の確立と発展に必要な研究・調査を行う。
- (3) 異業種ならびに消費者との交流・交換会を開催する。
- (4) 会員ならびにその社員（家族）の親睦・交流会を開催する。
- (5) 農政等に関する提言・要望を行う。
- (6) 情報紙の発行を行う。
- (7) 社団法人日本農業法人協会の支部活動・運営に関する事項
- (8) 国・県からの委託事業・補助金・交付金・助成金に関する事項
- (9) その他目的達成に必要な事項

第二章 会員等

【会員の資格】

第5条 この会の会員は、次のものとする。

- (1) 農業法人の経営者
- (2) 農業法人を志向する農業経営者

【加 入】

第6条 この会に加入する者は、会員1名以上の推薦を必要とする。

第三章 会計

【事業年度】

第7条 この会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

【経費】

第8条 この会の経費は、次の各号に掲げるものとする。

この会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

- 1 この会の会費は、別に定める。
- 2 支部活動のための経費は、支部運営費収入等をもってあてる。

- 3 高収益作物次期作交付金
- 4 国及び県の担い手育成関係事業及び交付金
- 5 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。但し、設立初年度については、平成7年5月19日より平成8年3月31日までとする。

【経費の取り扱い】

第9条 この会の経費の取り扱いについては、一般社団法人徳島県農業会議に委任する。

- 2 この会経費の経費の取扱方法については、各種担い手育成関係事業の交付要綱及び県協会会計処理規程で定めるものとするほか、必要な事項は会長が別に定める。

【事業計画】

第10条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決を得なければならない。

【監査等】

第11条 事務局は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書

- 2 事務局は、第1号各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について総会の承認後、これを第3条の事務所に備え付けなければならない。

第4章 総会

【総会】

第12条 総会は、毎年定期に開催するほか、必要なときには臨時に開催することができ、やむを得ない場合にはオンラインで開催することもできる。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 次の事項は、総会の議決または承認を要する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 役員の選出
 - (3) 事業計画、収支予算の決定
 - (4) 事業報告、収支決算の承認
 - (5) 会費の額と徴収の時期・方法の決定

【書面または代理人による評決】

第13条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までにこの会に到着しないときは、賛同したものとする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面をこの会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使した者は総会に出席したものとみなす。

【議事録】

第14条 総会の議事については議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所

- (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第13条4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及び結果
 - (5) 議事録署名人に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第3条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 役員等

【役員】

第15条 この会の役員を、つぎのとおり定める。

- (1) 会長1名、副会長3名、監事3名、幹事若干名を置く。
- (2) 会長及び副会長並びに監事及び幹事は、会員の中から総会で選出し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 代表監事は、監事の互選により選任する。
- (4) 会長は、会の業務を統括し、会を代表する。
- (5) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長が協議してその職務代行者を選任する。
- (6) 会長及び副会長は、社団法人日本農業法人協会の支部長及び副支部長を兼ねるものとする。
- (7) 監事は、この会の会計を監査する。
- (8) 幹事は、この会の運営を補佐する。

【役員会】

第16条 役員会は、会の運営に必要な事項を審議する。

- 2 招集は、会長が行う。

【役員の報酬】

第17条 役員は、無報酬とする。

【部会】

第18条 この会に、部会を設けることができる。

【顧問】

第19条 この会に、顧問を置くことができる。

【参与】

第20条 この会に、参与を置くことができる。

【賛助員】

第21条 この会に、賛助員を置くことができる。

【資格の消滅】

第22条 この会の名誉を著しく傷つけ、あるいは会の目的の反する行為をした者は、役員会に諮り除名することができる。

- 2 会費を1年以上滞納した者は、脱会とみなす。

附 則

- 1 この会の規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会で定める。
- 2 この規約は、平成7年5月19日から施行する。
- 3 この規約は、平成9年5月15日から施行する。
- 4 この規約は、平成11年6月23日から施行する。
- 5 この規約は、平成12年6月16日から施行する。
- 6 この規約は、平成13年6月18日から施行する。
- 7 この規約は、平成14年7月1日から施行する。
- 8 この規約は、平成18年6月15日から施行する。
- 9 この規約は、令和2年7月17日から施行する。

徳島県農業法人協会旅費規程並びに慶弔規程

◎旅費規程

本会の会員並びに会員の後継者等が本会代表として(社)日本農業法人協会等の主催する会合等に参加する場合、旅費実費の全額を支給する。

ただし、旅費の支給にあたっては会長の承認を得ることとする。

※この規程は、平成29年6月9日から施行する。

◎慶弔規程

会員の慶弔事について、本会が慶弔の意を表すため、次の規程を設け、該当した場合は1万円を給付する。

○慶に関するもの

- ・会員本人が結婚した場合
- ・会社の事務所等が竣工した場合

○弔に関するもの

- ・会員本人若しくはその妻が死亡した場合

○見舞いに関するもの

- ・会員本人が病気、怪我で1ヶ月以上入院した場合
- ・会員の住居若しくは会社の事務所等が火災にあった場合

上記に該当した場合は数ヶ月以内に、会員本人又はその家族、若しくは地域の会員が事務局に連絡する。

※この規程は平成16年6月30日から施行する。

徳島県農業法人協会会費規程

1. 徳島県農業法人協会の会費

◎ 1号会員（徳島県農業法人協会会員、社団法人日本農業法人協会会員）

50,000円

◎ 2号会員（徳島県農業法人協会会員）

20,000円

- ※ ①平成17年6月24日現在に於いて徳島県農業法人協会会員は1号会員となる。
②徳島県農業法人協会会員の役員になる者、又は役員を経験した者は1号会員となる。
③1号会員と2号会員の間において、研修会参加費等で格差を設ける。

※ この規程は平成17年6月24日から施行する。

※ この規程は令和7年5月19日から施行する。

徳島県農業法人協会賛助員規程

徳島県農業法人協会の賛助員は次のものとし、入会に際して役員会に諮るものとする。

- (１) 徳島県農業法人協会の目的に賛同する企業ならびに個人とする。
- (２) 賛助員の会費は一口３万円とする。

※ この規程は平成２９年６月９日から施行する。